

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成15年7月1日・東京都規則第177号

## 1 概要

改正の概要は次のとおりである。

- (1) 東京都希少野生動植物保護区内における許可を要しない行為の一部削除

日本郵政公社法施行法(平成14年法律第98号)の施行に伴い、国の行政機関が郵便事業を行わないことになったため、「東京都希少野生動植物保護区内の知事が指定する区域内において、国の機関が郵便事業として行う郵便物の収集、運送又は配達をするための車両の使用の行為」を東京都希少野生動植物保護区内における許可を要しない行為から削除する。

- (2) 開発の規制に係る協議の際の添付図書の見直し

自然地において開発を行う場合、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)第47条第1項に規定する許可を受ける必要があるが、同条第5項により国の機関若しくは地方公共団体が行う行為又は都市計画事業若しくは土地区画整理事業の施行として行う行為については、許可を受けることを要せず、知事に協議を行うこととなっている。この協議に際し東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第39号)第54条第2項により許可申請の場合に準じて開発行為を行う権利を有する者であることを示す図書を添付す

ることが義務付けられているが、協議に係る事業の施行者は関係法令等により開発に必要な調整が可能な団体であるので本規則で当該図書の添付を義務付ける必要がない。このため、現行の準用規定では第53条（許可申請）第1項から第4項までのすべての規定を準用することとしているが、このうち許可申請に際して開発行為を行う権利を有する者であることを示す図書を添付することを義務付けた第4項の規定を削除する。

## **2 施行期日**

公布の日（平成15年7月1日）

## **3 問い合わせ先**

環境局自然環境部計画課管理係

直通電話 03（5388）3539

都庁内線 42 - 611